

令和6年12月10日

各排出事業者 様

一般財団法人広島県環境保全公社理事長

廃棄物受入システム更新による受入方法等の変更について（通知）

平素から当公社の最終処分場をご利用いただき、感謝申し上げます。

さて、当公社では、事業者の皆様のご利便性の向上を図り、より正確かつ円滑な受入及び事務処理を行うため、令和7年2月1日から、箕島及び出島処分場での廃棄物受入で稼働させている「廃棄物の受入システム※」を更新します。

受入システムの更新により、次のとおり、受入方法等が変更となりますので、間違いのないようお願いいたします。

※ 受入システムは、処分場へ廃棄物を搬入したとき、受付で搬入した廃棄物の種類、計量した廃棄物の量等を処理しているものです。

1 搬入時の書類等

(1) 搬入カード

搬入カードを別紙1の様式に変更します（現在使用中の搬入カードは使用できません）。

貴事業者用の搬入カード（以下「新搬入カード」という。）を同封していますので、ご確認ください（予備を含めた枚数を同封）。

変更の概要	・排出事業者名、排出現場名、運搬業者名を記載し、これらの情報を読み取るバーコードが付いています。
	・廃棄物の種類毎の色分けはありません（現在、9種類の色分け）。

（新搬入カードの使用方法）

新搬入カードは、廃棄物の搬入時に処分場受付に提示していただく必要がありますので、運搬業者（運転手）に渡してください。

※ 新搬入カードは、運搬業者名を記載しているため、複数の運搬業者に運搬委託している場合、必ず実際に搬入する運搬業者名を記載した搬入カードを持参してください。運搬業者名が異なる搬入カードを持参したとき、受付はできません。

(2) その他書類

次の書類の様式を変更しています。

名称	使用方法	変更内容
車両追加・廃止届 (別紙2、様式7号)	車両を追加するとき、前日の16時までに 公社事業課に提出する。	様式全体を変更 廃止車両の記載を追加

名称	使用方法	変更内容
搬入申込書 (別紙3、様式8号)	処分場へ搬入する1台目の車両は受付に提出する。	様式全体を変更
受入書 (別紙4、様式10号)	その日の最終車両に搬入状況を記載した受入書を手交している。	様式全体を変更

2 処分量算定及び請求方法

(1) 処分量算定方法

搬入した廃棄物等の処分量は、月毎に集計し、現在は1トン未満の端数を四捨五入（集計量が0.5トン未満の場合は切上げ）していますが、今後は（令和7年2月搬入分から）、端数処理は取り止めます。

例：月末締め合計量 → 端数処理後(令和7年1月末まで) → 令和7年2月以降

15.43 t	→	15 t	→	15.43 t
15.53 t	→	16 t	→	15.53 t
0.41 t	→	1 t	→	0.41 t

(2) 請求方法

現在、当公社から処分料金の納入通知書又は請求書を送付していますが、今後は、より早く、確実にお届けするため、インターネット上でご請求情報を確認できるサービス「楽楽明細(株ラクス)」を利用し、請求書のWeb発行に切り替えます。

このサービスは、インボイス制度及び電子帳簿保存法にも対応しています。

このため、事業者自身で、送付先のメールアドレス登録等を行う必要がありますので、同封の「Web 請求書確認サービスのご案内」をご確認ください。

(3) 抜取検査時の料金請求時期

受入廃棄物の抜取検査を行った場合、検査結果判明まで廃棄物は場内に保管しています。

現在、抜取検査分の処分料金は、搬入日の属する月分で請求していますが、今後、検査結果の判明日が翌月である場合、翌月分で請求します。

また、廃棄物を搬入した日の最終車両に手交する受入書は、抜取検査で受入を保留している旨を記載したものを発行し（処分量の記載なし）、検査結果判明時（検査結果が適の場合）に、処分量の記載ある受入書を発行します。

3 基本契約書の変更

貴社と締結している処分の委託基本契約書について、受入システム更新で処分量の算定方法を変更することから、契約書を変更する必要があります。

変更の詳細は、同封の「一般廃棄物等処分に関する委託基本契約書の変更について」をご覧ください。正式な契約書（弊社押印済み）を2部送付しますので、令和7年1月末までに押印及び印紙を貼付し、1部ご返送ください。

問い合わせ先

料金請求等に関すること 総務課 082-544-2361
受入システムに関すること 事業課 082-544-2363